

条例素案をつくるのは
市民のみなさんです!

みんなでつくろう! まちづくりの基本ルール

～「鳥取市住民自治基本条例(仮称)」の制定に向けて～

本市では、まちづくりの主人公である市民のみなさんを主体とする「住民自治」を充実するため、「鳥取市住民自治基本条例(仮称)」の制定に向けた取り組みを進めています。

今回は、この条例の意義や必要性をはじめ、素案の作成を進めている検討委員会のみなさんの声などを紹介します。

※住民の意思にもとづき、住民自らの参加と責任において、自治体の運営を行うこと。

問い合わせ先

市役所本庁舎協働推進課

TEL (0857) 20-3181

「住民自治基本条例」って何?

住民自治基本条例(仮称)は、まちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方などを定める条例です。

全国では、87の市町村が制定しており、「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」などのさまざまな名称・内容となっています。また、その多くは、まちづくりの最も基本となる条例として位置づけられています。

(制定市町村数87は、平成19年4月1日時点、市協働推進課調べ)

どうして条例が必要な?

■地方分権の進展

地方分権が進み、市町村には、自己責任・自己決定による自立的なまちづくりや運営が求められています。

■地域課題への対応

本市では、社会状況の変化とともに、市民のニーズや価値観の多様化により、さまざまな行政課題が発生していま

す。また、平成16年11月の市町村合併により、市域が拡大し、多くの地域課題に対応する必要が高まっており、地方自治法などの関係法令や個別の条例だけでは、これらの課題を解決することが難しい状況となっています。

本市が自立した自治体として飛躍するためには、地域が抱えるさまざまな課題を解決する新しいまちづくりのシス

条例ができるようになるの?

■まちづくりの基本理念の明確化と共有

本条例において、まちづくりの基本理念が明確になり、市民・議会・行政などが、まちづくりの将来像や目標を共有できます。

■住民自治の向上と協働のまちづくりの推進

本条例は、住民自治・地方自治の基本ルールを明確にし、地方分権の時代に対応した新たな自治体運営の仕組み

を確立する役割を果たします。

市民のみなさんの住民自治に対する関心が高まり、「陳情要望型」のまちづくりから、「政策提案・協働実行型」のまちづくりへの転換が図られ、市民と行政との協働のまちづくりが推進されます。

■地域コミュニティの充実・強化

本条例において、まちづくりを進める上での市民と行政の役割や市民活動への行政の支援などが明確化され、地域活動の活性化や、地域コミュニティの活性化が期待されます。

■計画的・体系的なまちづくりと透明性の高い行政運営

本条例において、行政運営の基本原則を明確化することにより、計画的で体系的なまちづくりが進められます。行政評価や情報公開などの取り組みを通じて、市民のみなさんの市政への参加や、透明性の高い行政運営の一層の促進が期待されます。

鳥取市みんなで作る住民自治基本条例検討委員会

本年1月に設置した「鳥取市みんなで作る住民自治基本条例検討委員会」では、3つの部会、条例素案ワーキング部会（3グループ）・市民広報部会・協働推進部会を設け、現在、条例素案の作成を進めています。

委員会は、今後、関係団体との意見交換会やワークショップなどを開催し、市民のみなさんのご意見を条例素案に反映していきます。

多くの市民のみなさんの積極的な参加をお待ちしています。

検討委員のみなさんから ひとこと



委員長 **大久保 良隆** さん

鳥取市は、市民が主役の市政を実現するため、市民と行政が協働してまちづくりを進めるための基本的なルールを定める「住民自治基本条例（仮称）」の制定に向けて、本格的な取り組みを

スタートさせています。

そのため、公募などによって選任された、私たち21人の検討委員は、その責任の重大さをしっかりと受け止め、検討委員会で集中的に論議を交わしております。

“みんなで作る”をキーワードとした検討委員会ですので、“市民自らの手づくり”を基本として、たとえ論議の過程で紆余曲折があっても、市民の目線を大切にしながら熟議していきたいと考えています。

なお、委員会はいつでも公開で開催していますし、論議の概要は鳥取市のホームページで逐次公開しています。素案づくりにあたっては、検討委員会自ら関係団体などとの意見交換会やワークショップなどに臨み、多くのみなさんのご意見を聞きながら、名実ともにキーワードに沿った条例素案の作成に取り組みたいと考えております。どうか市民の皆様の温かいご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

▶ 条例素案ワーキング部会 Aグループ



座長 **安本 里美** さん

安心な生活と住みよいまちを市民の力でつくるために、条例素案づくりを進めています。みなさんのご意見をお待ちしています。

▶ 条例素案ワーキング部会 Bグループ

座長 **相澤 直子** さん

住民自治基本条例は、その内容もさることながら、市民参加型の策定プロセスにこそ重要な意義があると考えています。



▶ 条例素案ワーキング部会 Cグループ



座長 **安陪 幸伸** さん

誰にでも理解できるように要点をしばって簡潔にし、みんなで守る新しい条例の素案をこの委員会で作り上げていきたいと思ひます。

▶ 市民広報部会

部会長 **今度 珠美** さん

条例を制定する過程を広く市民のみなさんに知っていただくため頑張っています。わかりやすく幅広い広報をめざします。



▶ 協働推進部会



部会長 **竹内 房男** さん

地方分権の時代を迎えて、鳥取市が市民自治をどう進めていくべきかを考えていきたいと思ひます。

条例制定に向けた取り組みのスケジュール（予定）

平成 19 年度			
4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
検討委員会での条例素案の検討・作成			
 検討委員会全体会  専門部会	ワークショップ 関係団体との意見交換 中間まとめ作成	ワークショップ 最終まとめ作成	市長に条例素案を提出 市民政策コメント フォーラム 条例制定【目標】
出前説明会の実施、市報・ホームページ・CATVなどによる広報			